

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例
に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第3号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
特例に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例
に関する条例（平成30年亀山市条例第26号）の一部を次のように
に改正する。

第5条各号列記以外の部分中「場合は、当該欠席期間」を「期間」
に改め、同条第1号中「の規定により認定された公務上の災害又は
通勤による災害」を「に規定する公務上の災害又は通勤による災害
の認定を受けた場合」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）出産による場合。ただし、出産予定日の6週間（多胎妊娠の
場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週
間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ届け出た
期間に限る。

第5条第3号中「である」を「となった」に改め、同条第4号中
「事由」を「場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。